土 地 利 用 現 況 把 握 調 査 定 義・把 握 方 法　　（令和6年時点）

1　調査の概要

国土利用計画法第５条第５項の規定に基づいて毎年度行われている調査。各都道府県はそれぞれ都道府県内の土地利用現況を利用区分毎の面積によって報告することとなっている。

2　調査方法

国が策定した「「国土の利用区分の定義及び把握方法」に係る要領」に基づいて面積を把握することとされている。
しかし、過去の調査との整合性や地域の実情等に即し、都道府県独自の方法で土地利用現況を把握している場合には要領の方法ではなく、独自把握の方法を採用してもよいとされている。
以上を踏まえ、沖縄県では３の表のとおり面積を把握することとしている。

3　沖縄県における利用区分の把握方法

地目区分	定義	把握方法
農地	農地法第２条第１項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む	
⑴ 田		【国要領】 「耕地及び作付面積統計」の耕地面積のうち「田」である
⑵ 畑		【国要領】 「耕地及び作付面積統計」の耕地面積のうち「畑」である
森林	森林法第２条第１項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない	
(1) 国　有　林	国有林とは、以下の合計である	
ア　林野庁所管国有林	国有林野法第２条第３項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地も含む。	【県独自】 資料提供_森林管理課_「沖縄の森林・林業」
イ　その他省庁所管国有林	国有林野法第２条第３項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。	【県独自】 H13以降は0ha（H12世界農林業センサスで0haだったため）。ただし、H22センサスでは数値があるにもかかわらずそのまま0haとされている上に、第５次の定義では林野庁以外の面積は除外されている。
(2) 民　有　林	森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定める民有林 ＊地域森林計画対象の民有林面積として把握。	【県独自】 資料提供_森林管理課_「沖縄の森林・林業」 ※地域森林計画対象外は、以前に調査したものが増減なくそのまま当資料に掲載されていることから、カウントせず（第２次以降）。
原野等	採草放牧地及び原野の合計である。	※H24から国は算出方法を変更しているが、県は第４次計画の途中であったことから変更しなかった。さらに第５次県計画を策定した時にもそのままの算出方法を行うとしたことから、現在もこれまでの算出方法を行っている。そのため、第６次県計画を策定するタイミングにあわせて算出方法を変更するか検討する必要あり。

地目区分		定義	把握方法
	⑴ 採草放牧地	農地法第２条第１項に定める採草放牧地	【県独自】 現在採草放牧地について把握できる資料がないため、当時把握していた資料のＨ４年～H18の変化率等を各地域別に乗じて算出。
	⑵ 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積。	【県独自】 現在原野について把握できる資料がないため、Ｈ８年～H12の変化率を各地域別に乗じて算出。
水面・河川・水路		水面、河川及び水路の合計である。	
	(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖）並びにため池の満水時の水面である。	
	ア 天然湖沼	面積10ha以上の天然湖沼を対象 ※県内では南大東村の大池のみ。県計画策定用数値としては、それ以下の湖沼についてもカウントしている。	【県独自】 第３次計画策定時から数値を変更せず。 ※「自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（自然保護課）がＨ５年までとなっていたこと、自然保護課に現況把握担当が配置されていないこと、の２つの理由による。なお、第４次計画策定時の市町村調査で得られた市町村からの回答数件と照合したところ、現在の数値と一致（一の位まで）。
	イ 人造湖	堤高15メートル以上のダムで、各年３月31日までに完成しているものを対象とする。	【国要領】 （財）日本ダム協会ホームページ「ダム便覧」
	ウ ため池	堤高15メートル未満の農業用ため池である。	【県独自】 調査依頼_農地農村整備課 H26、H27頃に農地農村整備課でため池の測量を実施しており、H30時点からはその数値で報告してきている。
	(2) 河川	河川法第４条に定める一級河川、同法第５条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第６条に定める河川区域。（河川の流水が継続して損する土地及び地形、草木の生茂の状況、その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地）	【県独自】 調査依頼_河川課 ※Ｈ５年以降、河川課からの用地買収面積の数値を加算。
	(3) 水路	農業用用排水路。	【県独自】 調査依頼_村づくり計画課（ほ場等整備面積） 水路面積＝（整備済圃場面積×整備済圃場の水路率）＋（未整備圃場面積×未整備圃場の水路率） ※国要領では水田について求めることとしているが、村づくり計画課によると水田整備実績は全体の約２％しかないこともあり、水田に特化した面積を把握していないとのこと（圃場整備実績として包含している）。 ※実際は、「整備済畑面積×水路率」のみで算出している（H16まで遡って調べたが理由は不明） ※水路率は0.0257としているが、その根拠は不明。

地目区分	定義	把握方法
道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面からなる。 なお、私道、道路運送法第2条第8項の自動車道及び港湾道路等は含まない。	
(1) 一般道路	道路法第２条第１項に定める道路。	【県独自】 資料提供_道路管理課 ※道路管理課提供の「道路施設現況調書」は市町村の内訳が把握できるため。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。	【国要領】 調査依頼_村づくり計画課 ※ただし、圃場外農道の幅員については、国指定の８mではなじまないとして７mにしている（H16村づくり計画課確認済）
(3) 林道	国有林道及び民有林林道。	【国要領】 調査依頼_森林管理課
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすため必要な土地である。	【国要領】 資料提供_市町村課 ※国では村落地区について言及されているが、本県では、地籍調査率が極めて高いことから、考慮していない（H8資料より） ※ただし、調査時点が国よりも最新のものとなっている（理由は不明）。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	
ア 民間住宅地	上記資料の宅地のうち小規模住宅地と一般住宅地を加えたもの	【国要領】 資料提供_市町村課 ※国では村落地区について言及されているが、本県では、地籍調査率が極めて高いことから、考慮していない（H8資料より） ※ただし、調査時点が国よりも最新のものとなっている（理由は不明）。
イ 公務員住宅地		【国要領】 調査依頼_施設課、学校人事課、病院事業経営課 国家公務員住宅_国有財産情報公開システム（財務省理財局） 県職員住宅_管財課ポータル_県有施設に関する資料 ※延面積で把握しているが、その理由は不明（少なくともH16からはこの方法）。 ※ただし、調査時点が国よりも最新のものとなっている（理由は不明）。
ウ 公営住宅地		【国要領】 調査依頼_住宅課 電話確認_住宅供給公社 ※ただし、調査時点が国よりも最新のものとなっている（理由は不明）。
(2) 工業用地	「工業統計調査（地域別統計表）」にいう「事業所敷地面積」を従業者４人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	

地目区分		定義	把握方法
	ア　従業員30人以上		【国要領】 県企画部統計課「沖縄の工業」の事業所敷地面積 工業統計調査が令和元年実績で終了したため、令和４年度調査（令和３年時点）以降は「経済構造実態調査」を参照。
	イ　従業員４人以上29人以下		【国要領】 県企画部統計課「沖縄の工業」から次により算出 工業統計調査が令和元年実績で終了したため、令和４年度調査（令和３年時点）以降は「経済構造実態調査」から次により算出した。 （従業員４人以上29人以下事業所の製造品出荷額）/（従業員30人以上事業所の製造品出荷額） ×（従業員30人以上事業所の敷地面積）
	(3) その他の宅地	(1),(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。（１）（２）の合計を概要調書の住宅地面積から減じて得た面積。主に事務所・店舗・公共建物用地等	【国要領】 宅地面積から⑴住宅地、⑵工業用地を差し引いて算出
その他		県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。公共用地（学校等）、飛行場、ゴルフ場、遊園地、基地等	【国要領】 都道府県面積から各利用区分で整理した面積を差し引き算定